

④空家等改修補助

空き家への居住や活用を促進するため、事業者を利用して空き家を改修する費用の一部を補助します

○補助対象となる経費

- ・生活に支障をきたす箇所の改修に要する費用
- ※リフォーム工事は対象外です

対象経費の 1 / 5



上限20万円

注意：必ず契約前^前に補助金の申請をしてください。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります

対象者

- 空き家を購入後、改修し3年以上定住する個人であること
- 居住している所有物件又は未相続物件が市内にないこと
- この要領による補助金の交付を受けていないこと
- 市税に滞納がないこと
- 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

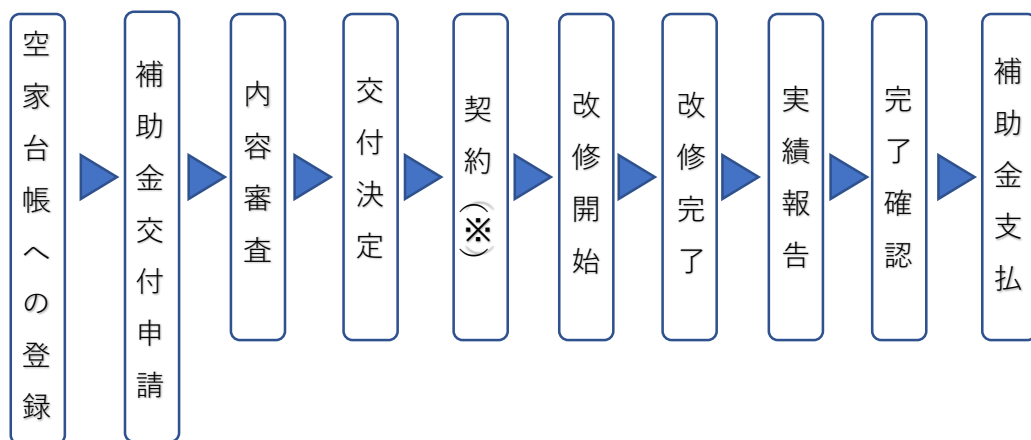
- 鹿島市内にある一戸建ての空き家（空き家バンク登録物件）
- 事業者を活用して改修を行う空き家

※なお、工事着工前・完了後に現場確認を実施します

補助対象となる経費の例

- ・壊れた屋根の補修，柱・梁等の構造部材補修，壊れた床の修理，壊れた外壁の補修
- 壊れたドア・窓等の開口部の補修，配管・配線の補修，壊れた衛生施設の交換 等
- 〔対象外〕
- ・畳替え，襖，障子の張替え・入替えなど簡易な補修

補助金交付の流れ



※契約後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です

○申請時に必要な書類 注：必ず契約前に補助金の申請をしてください

No	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	市HPからダウンロードできます
2	見積書の写し	場所・金額・内訳が確認できるもの
3	改修予定箇所の写真	改修予定箇所が分かる写真を提出ください
4	市税等に滞納がないことを証明する書類	各市区町村の税担当課で取得できます 納税義務のある市区町村のものを提出ください
5	誓約書	市HPからダウンロードできます

○実績報告時に必要な書類 報告期限：3月10日まで

No	必要書類	備考
1	実績報告書	市HPからダウンロードできます
2	変更後の所有者の確認ができるもの	登記事項証明書(法務局で取得可) 購入補助をうけた場合は提出不要
3	売買契約書(写し)	購入補助をうけた場合は提出不要
4	改修箇所の写真	改修中・改修後の状況が分かる写真を提出してください
5	領収書の写し	契約相手方から発行されたもの

佐賀県鹿島市建設住宅課 住宅係

問合せ先 ☎0954(63)3415 📠0954(63)2313

Mail : juutaku@city.saga-kashima.lg.jp